

会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-3981-4201

附属機関又は 会議体の名称		豊島区自治推進委員会(第4回)
事務局(担当課)		政策経営部企画課
開催日時		平成24年11月1日(木) 18時00分~20時15分
開催場所		議員協議会室(本庁舎4階)
会議次第		議事 1. 答申案について 2. その他
公開の 可否	会議	■公開 □非公開 □一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	■公開 □非公開 □一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	小原隆治(早稲田大学政治経済学術院教授)・浅野有司(東京商工会議所豊島支部不動産文科会副分科会長)・石川智枝子(豊島区青少年育成委員会連合会会長)・伊藤登(元気!ながさきの会副代表)・加藤竹司(池袋西口駅前環境浄化推進委員会委員長)・高木義男(公募)・田中幸一郎(豊島区町会連合会副会長)・寺田晃弘(豊島区民生委員・児童委員協議会会長)・中根里香(公募)・平井憲太郎(特定非営利活動法人としまユネスコ協会代表理事)・高橋佳代子(区議会議員)・磯一昭(区議会議員)・永野裕子(区議会議員)・垣内信行(区議会議員)・吉川彰宏(政策経営部長)・水島正彦(副区長) 欠席:江上渉(立教大学社会学部教授)・猪野美佐子(区民ひろば西池袋運営協議会会長)・長岐静枝(豊島区身体障害者福祉協会事務局次長)
	事務局	企画課長・広報課長・セーフコミュニティ推進室長・総務課長・ 区民活動推進課長・地域区民ひろば課長

審議経過

・議事

○事務局 お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

実は、会議の始まる前に事務局からお詫びを申し上げたいと存じます。2日ほど前に、本日の会議の参考にしていただくということで前回の会議録を郵送差し上げました。こういうことのないようにということで、郵便局の窓口に行って出して、郵便局はそれで受け取ったのですけれども、どうも皆様のところに配達される段階で20円不足しているから払ってくださいという案内がついた形で送られたということでございます。大変、御迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。よろしく願い申し上げます。

それでは、定刻をちょっと過ぎてございます。会長よろしく願いいたします。

○小原会長 随分涼しくなってきましたが、御多用のところお集まりいただきましてありがとうございます。お礼を申し上げます。

出席委員数の確認などはよろしゅうございますか。

○事務局 本日、A委員とJ委員から御欠席の連絡は受けておりまして、あと、まだE委員がお越しになっていらっしゃらないです。

○小原会長 始めてもよろしいですか。それでは、出席予定の方はおつけいらっしゃるという理解のもとで議事に入らせていただきます。

本日の議題は、答申案についてということでございまして、今日うまく議論がまとめれば、あるいは論点が明確になって、これで基本終結ということになれば、今回を最後にしたいという一応の予定でございます。そうでなければ、もう一回ということもあり得べしという前提でございますけれども、進めてまいりたいと思います。

既に、事務局から答申案の案文につきまして、委員の皆様のお手元にお送りしていると思っておりますけれども、その資料に即しまして、まず、説明をお願いいたします。

○事務局 今回、資料4-1ということでお配りをさせていただいているものが全体で答申案になるのかなというように考えているところでございます。この答申案でございますけれども、3章の構成になっているということでございます。まず、第1章目、1ページでございますけれども、1ということで、「答申にあたり」という記書きが記されてございます。自治推進基本条例に対する認識、あるいは諮問を受けて以来、本委員会での議論の進め方と。どのような議論があったのかというような紹介をさせていただきます。

特に、本委員会につきましては、答申の最終案について、多数決をもってA案なのかB案なのか、1にするのか2にするのかというようなことを決するような形での審議会ではございませんので、この答申案の1ページ目の下3分の1ほどの中には、これまでの論点と、あるいは御指摘をされたさまざまな事項について御紹介をさせていただいてございます。

ページをおめくりいただきまして、次のページが意見ということでございまして、(1)でセーフコミュニティの部分、(2)で地域区民ひろばについての考え方という形でまとめをさせていただいてございます。前回、終了時に小原会長から御案内がございましたように、この審議会の中で異論のないものについてはこのようにするべきであると。そうでないものについては、一つの考え方としてこうした考え方があるのではないかなというように形で幾つかの事象についてレベルを分けたような形で記載をさせていただいてございます。

3ページ目でございますけれども、真ん中ほどのところに最後ということでございまして、こうした考え方を受けた上で、条例案の制定については、さまざまな意見等もしんしゃくをした上で、条例案に結びつ

けるようにというような意見といった形で記載をさせていただいてございまして、これ全体が答申になるのかなということでございます。

それでは、頭のほうから朗読をさせていただきたいと存じます。

1. 答申にあたり。

「豊島区自治の推進に関する基本条例（以下「自治推進基本条例」）は、まちづくりや区政の参加の基本ルールと地域社会の多様な主体による協働の基本原則を定めたものであり、参加と協働の基本理念のもとに、区民一人一人がまちづくりの担い手として、自らの手で自治の姿をつくり上げていく上で欠かせない最高規範と位置づけられるものです。

本委員会は、この自治推進基本条例に、セーフコミュニティ活動と地域区民ひろばの基本的な考え方を位置づけることについて諮問を受けて以来、まず、現行条例制定後に展開が始まった両事業についての豊島区の取り組みと現状等について確認を行いながら、主に次の二つの論点、すなわち第一に、現行の規定において、セーフコミュニティ活動及び地域区民ひろばの理念が読み取れるかについて、第二に、セーフコミュニティ活動及び地域区民ひろばという具体的な施策をどこまで組み入れるのかについて、自治推進基本条例のあり様を含めてさまざまな視点から討論を行ってきました。

この過程で、安全・安心創造都市の理念はもとより、セーフコミュニティ活動や地域区民ひろばなどの豊島区の取り組みについては全ての委員が高く評価していることが確認されました。

また、自治の最高規範である本条例に、具体的な施策であるセーフコミュニティあるいは地域区民ひろばを規定することに対しては慎重に考えるべきこと、また、地域区民ひろばについては、コミュニティを基盤とする活動の拠点となり得る施設は、地域区民ひろば以外にも多数存在すること。活動拠点の充実に努めることは、現行の条例でも読み取れることなどの見解が披瀝される一方、両事業ともに、今後とも変化、発展の可能性を秘めているものでありながら、豊島区を特徴づける取り組みであり、最高規範たる自治推進基本条例に豊島区らしさを盛り込む契機となるなどの意見も唱えられました。

こうしたさまざまな意見も含め、これまでの検討内容を総括し、以下の意見を答申します。

2. 意見。

(1) セーフコミュニティについて、後期基本計画策定時に豊島区が目指す姿として、「文化と品格を誇れる価値あるまち」に「安全・安心を創造し続けるまち」が加えられ、さまざまな都市像の集大成として「安全・安心創造都市」が位置づけられました。また、平成23年3月の東日本大震災を経験したことにより、安全・安心を希求する区民の思いは切実なものとなっています。

安全・安心の確保は、区民、事業者など、区が協働により推進していかなければならないものであり、まさに住民自治によって目指すまちの姿となるものです。その目指す姿を前文中の地域社会の将来展望の中に加えることとするべきであると考えます。

また、前文の趣旨を明確にするためにも、コミュニティを基盤とする活動の原則の目的に安全・安心の考え方を加えることが考えられます。地域のあらゆる主体が連携し、見守りの目を行き届かせることによって、安全・安心を実現することができます。セーフコミュニティは、地域社会に関わる多様な主体による協働の柱として位置づけられるものであり、横断的な連携・協働を積極的・継続的に推進していかなければなりません。豊島区独自のセーフコミュニティの考え方を自治の最高規範である本条例に位置づけることで、安全・安心創造都市実現を目指すことがより明確になると考えられます。

(2) 地域区民ひろばについて。

条例制定時に構想として示されていた地域区民ひろばが、平成18年4月で8地区での本格実施から、現在では18地区22カ所で運営され、年間利用者、すみません、この中に72万3,000人と記載してご

ございますが、これは22年度の実数ということでございまして、23年度は東日本大震災の影響等もあったと思われまじけれども、この72万3,000人が約67万人になっているということでございまして、このところの数字を約67万人と御訂正をいただければと存じます。年間事業数は、約1万2,000件にもなる事業展開を行っており、地域における活動の拠点として広く浸透してきました。地域区民ひろばの運営や事業の企画、実施については、町会、民生・児童委員などの団体や個人による運営協議会に委ねられるなど、地域の主体性を発揮しながら、地域の特性が生かせる仕組みづくりが進んでいます。コミュニティを基盤とする活動の拠点となり得る施設はほかにもたくさんあります。しかし、そうしたほかの施設と地域区民ひろばが異なっているのは、地域の多様な主体による自主運営を行っているという点にあります。さらに、自主運営が拡大、進展しつつあるなど、運営協議会の自己決定、自己責任の原則に基づく運営が広がることが期待されており、地域区民ひろばは、協働による自治を推し進めている豊島区独自の特色であると評価することができます。

一方で、本条例では、コミュニティは区民の主体性に委ねられるものであり、区は、側面からの支援を行うことが求められています。そこで、本条例中、地域区民ひろばをコミュニティを基盤とする活動の拠点の一つとして位置づけるとともに、区は区民の自発的、主体的な活動を今後も積極的に支援していくことを明確にすることが考えられます。

3. 最後に。

豊島区によりよいまちづくりと自治の推進についての各委員の真摯な思いから、検討経過では前段で紹介したようにさまざまな視点からの意見が披露されました。

今後、区におかれては、この答申の内容全体を咀嚼検討され、条例の改正にあたっていただくことを希望します。そして、今後も日本一の高密都市として、区民が安全と安心を実感できるまちづくりを展開されるとともに、この条例改正が、豊島区の未来を切り開くまちづくりへの大きな手がかりとなることを大いに期待しています。

以上でございます。

○小原会長 ありがとうございます。繰り返しを恐れずに、私からももう一度、おさらいの形でここがポイントということを申し上げさせていただきたいと思っておりますけれども、答申案の一番最初の「答申にあたり」、1ページ目のところでは、後段の部分で二つの異なる意見があったのだということを紹介しております。自治基本条例の性格に即して個別の施策を入れるのはいかがなものかという御意見もあった。他方に入れるべしという意見もあったというぐあいな書きぶりをしておりまして、これまでの3回でございまして、議論の中で出てまいりました皆様のさまざまな御意見については、それで集約し、配慮したといった形でございます。

それから、2ページ目から3ページ目にわたって、意見の部分でございまして、これまで具体的に論点になりました、この箇所でこう変えたらいかかということに関しまして四つ出てまいったと思いません。

一つ目は、前文のところでありまして、私と事務局が理解する限りでは、前文に入れることについては大きな御異論というのはさほどなかったのかなということで、真ん中よりやや上のところになりますけれども、「するべきである」という書きぶりをしております。

全体四つの論点の中で残りの三つでございまして、残りの三つに関しては意見が割れたように理解をいたしましたので、そこでこういうことが考えられますという、そうした書きぶりをしております。それが出てまいりますのが、ちょうど2ページ目の真ん中でありまして、「安全・安心の考え方を加えることが考えられます」と、こうなっております。次いで、割れたのかなと思われる論点の2番目になりますけ

れども、真ん中よりやや下のところで、かくかくしかじかを「目指すことがより明確になると考えられます」と、こうした書きぶりになっております。

それから、さまざまな御意見がありました3番目でございますけれども、3ページ目の最後に直前のところになります、「積極的に支援していくことを明確にすることが考えられます」という表記にしております。

以上、4点につきまして、第1点はすべき論で書いたと、残りの3点に関しましては考えられます論で書いたと、こういう形になっております。それから、最後の「最後に」のところも、さまざまな御意見があったということを、区長におかれてはよく御しんしゃくの上という、そういう趣旨で3行目のところですけども、「内容全体を咀嚼検討され」という文言を入れてございます。

以上が、繰り返しになったところもあるかと思えますけれども、私からまず最初に申し上げたい点でございます。

それから、細かいことになりますが、若干の修文がありまして、それは1ページ目の下から6行目ですか、「現行の条例でも読み取れる」ですかね。これは、「読み取る」ではなくて、「れ」が入ると。それから、もう1点は、先ほど課長から御紹介がありましたとおりの数字に関して2ページの下のほうでございますが、年間利用者数に関して72万3,000人ではなくて約67万という数字に改めるということでございます。

私が冒頭申し上げるべきことは以上でございます。それでは、特に指名などいたしませんので、御意見を委員の皆様から承りたいと思えます。よろしく願いいたします。

どうぞ、K委員。

○K委員 こんばんは。意見の前になのですが、意見といいますか、ちょっと確認をさせていただきたいのですが、これは区長、区に答申をするという前提ではありますが、区民全体に向けて発信するメッセージであるとは考えられますか。まず、これだけお聞きしたいと思うのですが。

○小原会長 パブリックコメントとか、そういう扱いと理解してよろしいでしょうか、それをどうするかということ。では、お願いします。

○事務局 この後、11月の終わりぐらいから1カ月ぐらいをかけまして、こうした答申内容を区がこういう形で検討しているということを、最終的な条例案という形ではないだろうとは考えてございますけれども、これをまとめたものを最後に区長が咀嚼をして検討しろということでございますので、それを受けた検討状況というような形でパブリックコメントを出させていただくということでございます。

これ自体は、区長からこの委員会に対して考え方を示してもらいたいという諮問に対して答えるものから、直接的には、当然、区長に対して答えるものでございますけれども、自治基本条例ということでございまして、区民の代表の皆さんも入っていらっしゃるということですので、そういう意味では、過程を区民の皆さんにも公開は当然しているわけでございますので、当然ごらんになっていただくということが前提となっているものと考えてございます。

○K委員 さらによろしいですか。ということで伺いました、確認したのは、であるならば、やはり、区民の方にわかりやすい表記であることが望ましいのではないかと考えました。

それで、次から意見なのですが、1ページ目の答申にあたりの下から6行目の「読み取れることなどの見解が披瀝される一方」という言葉があります。「披瀝」という言葉をよく使われるとは思いますが、この「瀝」という漢字はちょっと難しいので、ほかに多分、普通に簡単な漢字もあると思うのですが、あるいは、言いかえることができないのかどうかということが1点です。

もう1点、「最後に」のところですが、せつかく文言として「咀嚼検討」を入れていただいたのですが、もう、「咀嚼」という言葉自体、咀嚼はわからないわけではないと思うのですが、やはり、何か言いかえ

ることができないだろうかと考えた次第です。意見としては二つです。

あと、とても細かいことで恐縮ですが、これ多分、急いでつくられたと思いますので、校閲も今後あると思うのですが、「位置づけられる」とか、「何々づけられる」といった、づけるが平仮名表記と漢字表記が両方ございます。どちらかに統一されたほうがよいかと思います。

あと、本当に細かいことですが、2ページ目に「安全・安心」と繰り返し使われている言葉ですが、たまたま2ページ目、意見のセーフコミュニティについての3行目ですね、これは、基本計画を見ても、一応、中黒が入っているので入れたほうがいいかなというのと。あと、同様にセーフコミュニティについての4段落目の下から3行目、わかりづらいから読みますけど、「積極的・継続的に推進していかなければなりません。本条例に位置づけることで、安全・安心創造都市」と統一されたほうがよいかと思いました。

以上です。

○小原会長 ありがとうございます。

表記で「位置づけられる」と、それから、「安全・安心」に中黒がありやなしやというのを検索かけて、それで統一した正しい表記にするとということで対応すればよろしゅうございますかね。

それと、あとは披瀝と咀嚼はどんなものでございましょうか。

○事務局 この後、皆様の御意見を伺ってということですが、そうした御意見を頂戴いたしましたので、もう少しわかりやすい表記に最終的に会長と調整をさせていただきたいと存じます。

○小原会長 どうぞ、I委員。

○I委員 Iです。3点ほどちょっとお聞きしたいと思います。

一つは、2ページの「地域区民ひろばについて」の上のほうの下から3行目、豊島区独自のセーフコミュニティの考え方という、ここの文言なのですが、ちょっとこれが私はひっかかりました。もともと豊島区独自のセーフコミュニティというのがまだ存在していないような気がするのです。セーフコミュニティを目指して、その中に豊島区の区民ひろばという構想があったという状況が今あって、もし、これがずっと続くと、もしかすると、それが独自の豊島区のセーフコミュニティになるのではないかなということで、まだ独自になっていないような気がして、今、このことを、この文言を指摘したいと思います、それが第1点です。

2ページの2番に「地域区民ひろばについて」というのがありますよね、その上のところから下から3行目のところに「豊島区独自のセーフコミュニティ」、ありますね。多分、これはもうちょっとやっぱり時間がかかって豊島区の独自のコミュニティというのが出てくるので、今の段階ではこの言葉が適切かどうかというのが少し疑問だと思います。

それから、もう一つ、同じく地域区民ひろばの2の2ページなのですが、ちょっと私は民生・児童委員なものですから、下から5行目のところに、「町会、民生・児童委員などの」という団体の中に、やっぱり、青少年育成委員という言葉を入れたほうがいいのではないかなと思います。必ず区民ひろばの中には、地区の育成委員の方々が相当入っているというのが実情だと思います。

それから、もうあと1点、同じく3ページのところの一番上に「自主運営が拡大」という言葉があるのですが、これはよくわかります。今、自主運営している区民ひろばというのは18カ所のうち幾つなのでしょう。これがまだ僕は自主運営まで至ってはいないのかなという気がするのです、その点をちょっと考えてもらえればと思います。

以上です。

○小原会長 ありがとうございます。どういたしましょうか、一応、ほかにも御意見を出していただいた後でもんでいったほうがよろしいでしょうかね。

では、表現上の問題も含めて御意見がありましたらどうぞ。

○G委員 I委員さんの御指摘のセーフコミュニティについて、下、三行のところの文末が、「目指すことがより明確になると考えられます」という表現になっています。これは、考えられますのレベルということでこういう記載方法になっていると思うのですが、これは、そのまま自然に読むとより明確になると考えられますという書き方が、こういうふうに入れたほうがベターだよと、答申案としては入れることを進めているという表現になってしまうのではないかと思います。ですから、ここは少し表現を改めていただいて、私の個人的な意見としては、セーフコミュニティという言葉の基本条例の中に直接盛り込むというのはむしろ反対という立場でいますので、ここは盛り込むか盛り込まないかを含めて検討するという立場で書いているのだということが明確になるような表現方法にしていきたいなと思います。

○小原会長 以上でよろしゅうございますか。では、P委員。

○P委員 まず、文言のことでちょっと指摘したいところがあります。まず、2ページ目のところのセーフコミュニティについて、意見のところですね、6行目です。「安全・安心の確保は、区民、事業者等、区が」とありますよね、これはみんな要するに三者併論という形でもって書かれているところだと思います。これの書き方はちょっと違うのではないかなと思います。それは多分、セーフコミュニティ推進室長はわかると思います。本来は区が責任を持ってやって、区民と事業者等が協働による推進するものではないのか、安全というのは、違うのでしょうか。私は、区がやっぱりきちんと音頭をとってやるべきものであるならば、ここはちょっと区が一番最後になるのはおかしいかなという気がしました。それが1点目。

それから、もう一つ目は2ページ目の「地域区民ひろばについて」の3行目のところの先ほどの指摘があった「72万3千人」のところ、これは延べでしょう。だから、これはやっぱりきちんと延べ何人と書かないと、これだけ年間利用者が何万人も来たなんて、ちょっと表現的にはおかしいのではないかなと思いますので、その文言は訂正したほうがいいのではないかなと思います。

それからあと、「考えられる」という表現なのですよ。これは、先ほどG委員さんもおっしゃられました。要するに、答申案ですので、意見というのは、自治推進委員会の総意としての意見という形になりますので、皆さんがそういう意見で考えられるというものが一致するならば、それで私はいいいと思います。しかしながら、私は、G委員さんの考えと同じで、「考えられる」という意味は、要するに、これを受けたほうの区長側は、それを考えられるということの答申を受けて、条例上に盛り込むという話になってくることになるので、例えば、この間もお話ししましたように、特に、区民ひろばの問題について、3ページのところの一番最後のところで、「そこで、本条例中、地域区民ひろばをコミュニティを基盤とする活動の拠点の一つとして位置づけるとともに、区は、区民の自発的、主体的な活動を今後も積極的に支援していくことを明確することが考えられます。」つまり、審議会の意見として考えられるということを受け取ったほうは、そのように考えられるという答申になってしまえば、当然、を受けたほうの区側は考えられると言われているのだから、条例上、位置づけましょうということになります。そうなってくると、この間、議論になった区の役割のところの位置づけるといふ考え方になるので、これについては、「考えられる」という表現は、要するに苦肉の策みたいなことで事務局と会長さんが考えられたのだとは思いますが、この表現は私は賛成できません。したがって、これについてももし答申として出すとするならば、やはり、議論を踏まえた上で、そういう意見もあったわけですから、両論併記にするにして、こういう意見もあったと。しかしながら、位置づけるべきではないという意見もあったわけですから、それは全体の考えられるという表現は正しくないと思います。

とりあえず以上です。

○小原会長 ありがとうございます。どうぞ。

ぜひ、もう少し議論をしていただきませんか、私としても、大変、進めにくいのですが、どうぞ、K委員。

○K委員 前々回で確か質問をさせていただいたのですが、セーフコミュニティの認知度というのが確か一番近い数字で4割程度だったかと思います。そういう中で、やはりセーフコミュニティということを前文に入れるにしてもいろいろな議論はあると思いますけども。やはり、もう少し認知度を上げる範囲、必要性はあるなど答申案を出すということにあたって改めて思いました。もちろん全然反対をしているわけではないのですが、そういう、先ほども確かまだ独自のセーフコミュニティ活動になっていないという御意見もあったと思いますが、まさにまだまだこれからというのが現状ではないかなと思いますし。ここにいらっしゃる皆さんならともかく、特に、豊島区に多いとされている単身世帯の方なんて、広報も、あるいは区から届くような封筒とかも目にする機会がそんなにあるかなと思ったときに、もう少し、そこも一生懸命頑張っていたとかがもう少しにじみ出ていてもいいのではないかなとも思いました。ちょっと今さらこんなことを言うのも申し訳ないのですが、一応、意見として申し上げておきます。

以上です。

○小原会長 ありがとうございます。D委員どうぞ。

○D委員 私は「意見」のところ、「安心・安全の確保は区民、事業者、区」となっている理由について、これについて、私の意見は条例の2番の地域区民ひろばの最後のほうに、3ページの半ばの上に、「一方で、本条例ではコミュニティは区民の主体性に委ねられる」と、ここで強調していると。私はこれはとても大事なことだと考えるのですね。これはどういうことかということ、これからの行政の考え方は、行政が主導でなく、行政というのはきっかけの場をつくるのであって、区民の主導でコミュニケーションを図っていくという考え方。それは自分たちが、区民が行政に何ができるかという主体でないという行政はできないと私は考えておりますので、私はこの意見でいいという考え方です。

以上です。

○小原会長 ありがとうございます。どうぞ。

○OM委員 今、さまざま賛成、反対の御意見もありましたけれども、このセーフコミュニティとか、地域区民ひろばについて、今までずっと議論をされてきた中で、この言葉自体を入れるべきではないというような考え方の方にとっては、これはどうなのと、考えられますという言葉もひっかかるということなのですが、賛成する側としてみたら、まだまだもっと言ってもいいのではないのというような、もっと積極的に踏み込んでいいのではないかなというぐらいのところなのですね。そこを事務局が、さまざま会長と知恵を絞っていただいてこの文章にまとめられたということで、本来なら、もうちょっと言いたいぐらいのところですけども、ここで抑えさせていただいて、あとは条例文としてどのように出てくるのか。また、パブリックコメントについてなのですが、これはこのままなのでしょうか、それはどういう形で。

○事務局 どういう形で出すかという検討はまたこれからということなものですから、まだ正確な形で決まっているわけではありませんが、これをこのまま出すのではなくて、もう少しこういう形での改正を考えているというような形で、もう少しまとめたものを区の考え方としてお出しすることになるのではないかなと。まだ事務局案としてはそのように考えているところでございます。

○OM委員 私もそのほうがいいと思います。非常に皆さんの今まで出た意見を非常にまとめてはいらっしゃるんですが、漠然としているなというような部分がございますので、では、具体的にどう変わるのとなったときに、非常に区民にとってはわかりにくいのかなという部分もございますので、ぜひ、その点もちょっと御配慮をいただきながら、今後の取り組みについてもよろしくお願ひしたいと思います。

○小原会長 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。どうぞ。

○F委員 Fと申します。先ほどI委員さんがおっしゃった「豊島区独自のセーフコミュニティ」、確かにおかしいので、セーフコミュニティの本部であるスウェーデンですか、セーフコミュニティ推進室長と一緒に来てきたけど、本当にあそこはきれいなところで、森と泉に囲まれたブルーシャトーみたいなのところなのですよ。何でこんなすばらしいきれいなところでセーフコミュニティというのが発生したのかと疑いたくなるようなところですよ。それで、豊島区は、ビルとネオンに囲まれた町ですので、これはこれで本当にきちんとできてくれば豊島区独自のセーフコミュニティになると思いますが、まだこれは早いと思います。

○小原会長 ありがとうございます。どうぞ、O委員。

○O委員 Oでございます。前回の予定では欠席の予定でございましたが、大事な議論ですので、万難を排して出席させていただきました。

今、議論のセーフコミュニティ、「豊島区独自のセーフコミュニティの考え方」という記述は、推察するにどうか、まず、セーフコミュニティという具体的施策を盛り込むかという議論の中で、セーフコミュニティ推進室長がかなりいろいろ工夫されて御答弁されていて、一般名詞であるというような御説明までありましたけれども。これは、WHOの施策そのものではなくて、豊島区の目指す安全・安心の姿という意味で、豊島区独自のセーフコミュニティの考え方という、そういう読み取れるような言葉としてこういう言葉が使われたのかなと解釈しているのですが。

今もう独自のものになっているということではなくて、例えば、WHOの推進するセーフコミュニティの中には、安全・安心、事故の防止とか、そういうのが基本であって、健康については入っていないものを豊島区は入れたと、そういうことも含めた豊島区の目指す安全・安心の部分、その施策について指しているのだという、そういう表記なのかなと思うのですが、それを確認させてください。

○セーフコミュニティ推進室長 確かに「独自の」という言葉は非常に難しい言葉だと思っております。今、委員からは「目指す」という言葉を頂戴しましたけれども、ここでは、やはり豊島区が目指すという表現のほうが、進行形でこれからつくっていくのだということがよく表現できると思います。

もう一点、今、御発言のあった、そもそもセーフコミュニティというのは、WHO協働センターが提唱して進めているものなのだとすることがあります。ちょっと文章を短くする関係で入れていないのですが、できれば、豊島区独自というか、豊島区が目指すの前に、WHO協働センターが提唱する理念を基本としつつとか、そのように書いていただくと、そういう基本がまずあって、それに対して、今、御発言のあった健康をプラスするとか、そういった豊島区が目指すセーフコミュニティというものが基本の上に乗っているのだというようなことがわかるような表現にしたいというのが真意でございまして、御発言を踏まえて、委員長とその辺の真意が伝わるように文章については改めて精査をさせていただきたいと思っております。

○O委員 今、お答えのところですが、やはりこの表現ですと、I委員やF委員が解釈されたような、そういう受けとめ方もできるので、表現について少し工夫をいただけたらと思います。

あと、区民ひろばについてなのですが、自主運営が、そうしたほかの施設と区民ひろばが異なっているのは、2ページの最後の部分ですが、地域の多様な主体により自主運営を行っているという、断言しているところに私もちょっと違和感がありまして、今現在、2施設ですよ、これも進行形だということを含ませた表現でないかと少し誤解を生むのかなと、時期尚早な表現なのかなという気がいたしました。

あと、G委員がおっしゃったように、前提として1ページの答申にあたりの中で、意見が割れたというか、さまざまな意見があった、特に具体的な施策について盛り込むか云々ということについては議論の対象であったということが前提にありながら、べき論と考えられるという表現の違いはあっても、やはり、是としていると読み取れるのですよね、入れることを是としているというふうな。それは、考えられるだけでなく、「最後に」のところかとどめだと思うのですけれども、「条例の改正にあたっていただくことを希望しま

す。」

その前に、「内容全体を咀嚼検討され」とはありますが、こういう文章につながっていることで、かなり是に、こうなっていると思うのです。それは全員が是としたわけではないので、それは少し、やはり表現に工夫が必要ではないかと思います。

以上です。

○小原会長 ひととおりに伺いたいと思いますので、どうぞ。

○N委員 今、皆さんの御意見を聞いていて、やはり、文言に対していろいろと御意見がありましたけども、私は、答申にあたりという1番から、2番「意見」、3番の「最後に」という、この流れを見ていけば、この答申自体は区長さんにお出しすることであって、区長さんからこういうものを入れてほしいということによってありますので、この文脈を見ていったときには、区長さんはそれなりのお考えの中でしたし、してくれと思います。

先ほどM委員からも質問があったように、このまま、そのままパブリックコメントで出すのではなく、もう少しこういう意見があったよとかとあって、一般区民の皆さんにはわかりやすく出すというような御答弁もいただいたので、私は、区長に出すときの答弁というのは、足りる足りないということはあえて言いませんけれども、これで十分にうまくまとまっているものだなと思います。

基本的に、一つのところをとって、そうやって考えられますとあって、そういう文言一つのところをとったら、確かにそうかなと思うけど、全体を読んでいいたら、それは決して、これはこうだと一方的に意見を言っているのではないと思いますので、私は、十分しっかりできた答申案だと思っておりますので、この答申案はできているなということで、よしとしたいと思います。意見だけで申し訳ないですけど。

○小原会長 ありがとうございます。どうぞ。

○L委員 私もN委員と同じで、本当によくできた文章だと思います。もちろん文言的な問題は幾つかあるかとは思いますが、流れとしては非常によくまとめられているなという印象は持ちました。

全体の流れとして、先ほど目指すところであるとか、そういうような表現を入れたらどうかという御意見がありました。セーフコミュニティの取り組みを大都会でやったのは豊島区が一番最初だということもありますし、非常に今後注目される部分かと思うのですね、よその町から。そのときに参考にしてもらえるような条文というのが非常に大事かなと。ですから、今どうだということとかというところはとりあえず置いておいて、こういうものを目指すのだというのが少し色濃く出る条文に反映されていくと、非常に我々のポイントも上がってくるでしょうし、皆さんの参考にもなるのかなと思います。

○小原会長 ありがとうございます。御発言まだの方どうぞ、B委員。

○B委員 私もこれだけいろいろな賛否両論が出ている中で、非常によくこの短時間にこれだけ答申案をまとめられたなど、非常に、それもこの短い簡潔型で。ですから、細かいことを言えば、確かにいろいろな取り方もあると思うのですけれども。私も基本的には、皆さんが言われている文言のところは若干ひっかかる自主運営を区民ひろばはしているとは限定されているというようなところは非常に、もう少し2カ所ということであれば、この辺は言葉を変えるべきだと思うのですけれども。

それ以外のところというのは、取り方、要はこれで、あとはまた具体的にどのように条例がこれによって反映されてくるのかというのは、ここの中だけでは多分難しいと思うので、あとはもう、きっと議会にお任せとか、いろいろな形になるかと思いますが、ここの中の見解としてこれだけいろんな意見が出ましたよということが区長のほうに伝わるような形であれば、それで一つの答えになるのかなという、この中で私も思います。

○小原会長 ありがとうございます。C委員とH委員、御発言をまだいただけていないですかね。

○C委員 私も今、B委員がおっしゃったように、本当に、本来ならば小さな言葉のやりとりは別として、この文は本当によくまとめていただいたと思って感謝しております。

先ほどの区の独自のセーフコミュニティというところ、非常に少しありましたけども、区が目指す区独自のやっぴりはだめなのでしょうか。やはり、これは豊島区にとってとても大事なことだと思うのですね。ですから、WHOの理念をどうのこうのと入れるよりも、やっぴりそこら辺で区独自というのを生かしていただきたいなと思っております。

以上です。

○H委員 私はただ一言、前回で私の結論はもう出しました。今、N委員、L委員、それからB委員、C委員、私も全く同じ意見で、やっぴり是ということで、この答申案そのものはよくできていると。やっぴり、重箱の隅をつついたような文言の云々はさておいて、これは修正していただくこととすることを約束していただければ、本当によくできているのではないかと。やっぴり、セーフコミュニティにしても、地域区民ひろばにしても、基本条例に織り込むのが正しい考え方だと思っております。私の結論は前回で申し述べたとおり進めていただきたいと。N委員いいことを言ったので私も感心しています、全く同じ。

○C委員 それから、「地域区民ひろばについて」のところ、先ほどI委員さんからもお話が出ましたが、やはり、区民ひろばの下から5行目のところで、「町会、民生・児童委員など」となっていますけれども、できれば、私は青少年育成委員会を入れていただきたいと思うのです。私も本当に縁の下の力持ちで、地域で本当に泥まみれで一生懸命でやっておりますので、ぜひ、大勢の委員のためにも、ここに名前を入れていただきたい。これがもし無理でなければお願いしたいと思います。

○小原会長 ありがとうございます。H委員ございますか、何か。

○H委員 民生・児童委員あるいは青少年育成委員とかいうお話、細かいことを言いますと、では、消防団だとか防犯協会だとか交通安全協会だとか、いろいろあると思うのですよね。そういうことをやっぴり考えると、全部入れると、全部網羅すると、かなりの諸団体あると思います。そういうところを含めて、やっぴり、考えていただければいいのではないかと思いますけども。

○G委員 答申案全体的話ですけども、答申案全体に対して非常によくできているというのは私も同意見です。全体の流れをよく読めばわかるだろうと言われる意味もわからないではないのですけれども。前段をもって議論が一致した部分と、それから、議論が割れた部分とがあるということを書いてありますので、後段続く部分、中段、後段と続く部分について、一致した部分と割れた部分とがどこなのかというのが明確になるような書き方をさせていただきたいという意味で申し上げているのです。

確かに、この4回の議論を通じて参加してきた人間にとっては、この文章を見ればすんなりと受け取れると思うのですけれども、初めて見られる方が読んだ場合に、必ずしも中段のところでこういう書き方をされていると、素直な読み方というのはちょっと難しいのではないかなという気がしています。したがって、ちょっと繰り返しますけども、分かれた部分というのはどこなのかというのが明確になるような書き方をぜひ考えていただきたいなと思います。語尾だけで済むのだと思うのですけどもね。

○小原会長 ありがとうございます。どうぞ。

○R委員 政策経営部長で、行政の中にいる者としてちょっと御意見を言わせていただきたいのですけれども。いろいろ今までさまざまな御意見が出たということはそのとおりだと思うのですけれども。私は前に言わせていただいたのですけれども、やっぴり、地域の安全と区民の皆様の暮らしの安心、安心を持った暮らしができるということは、区民の皆さん共通の願いであると思うのですね。やっぴり、それに対して行政がどのようなことをやってくれるのかということも、皆さん期待されているところだと思うのです。

ですから、そういう、これから豊島区がそういう地域の安全と安心した暮らしが確保できるようなまちづ

くりを進めていくのだと。それをこのようなセーフコミュニティの活動、それから、区民ひろばでの区民の皆さんとの協働でもってそれを何とかなし遂げていくのだと。確かにこれはまだ実績とか、それはこれからだと思うのですね。だから、これからだということを、今、このような条例に加える意味というのはあると思っております。というのは、やはりこの条例のすばらしいところというのは、やっぱり地方自治法という法律があって、そういったことが権能とか機関というのは規定してありますけれども、当の住民自治と言われる区民とのどのような自治体を運営していくのかという約束を規定した条例だと思うのですね。ですから、この条例はやっぱり未来の区民のための貴重な条例だと思っております。だから、やはり最高法規性というのはそういったところにあるのだらうと。やっぱり、その中に区民共通の願いである、こういった活動に継続して取り組んでいくのだということを明確に打ち出していくということが、次の施政者といいますか、区政を運営する側に対しても、十分それは踏まえていってもらいたいという区民共通の願いではないかなと思うのです。確かに、前回、P委員がおっしゃったように、これからそれをどのようにして条例化していくのかというのは、まさに議会と区長部局の役割だと思えます。

ですから、この委員会の中では、今、私が申し上げたようなところでは対立はなかったのではないかと考えているわけでございます。ですから、何とかそのような思い、これからの区民にもあるであろう願いというものを何とか条例化できれば、これは行政としても、何とかその辺で努力していきたいと思っておりますので、皆様方の御協力もお願いしたいなと思っております。

○小原会長 ありがとうございます。

少し論点を整理させていただいてよろしいでしょうか。中黒をつけるつけない、あるいは漢字を開く開かないといったことはちょっと脇に置いて、比較的整理、あるいは議論しやすいところからまいりたいと思えますけれども。「答申にあたり」の部分については、特に大きな御異論はなかったやに思います。意見の部分で、(1)セーフコミュニティについてで、2段落目、安全・安心の確保は、区民、事業者等、区が協働により推進して云々と、こうございますけれども、しかし、安全・安心の確保は、まず区が、私たちの政府である、自治体である区が、まず第一義的に責任を負うべきという観点からすると、順番は区を先に出したほうがいいのかどうかという、こういう御指摘がございました。それで、区を一番最初に持ってきて、区、区民、事業者等が協働によりと直すことも考えられますが、いかがでございましょうか。

○○委員 これについては、私はD委員が先ほどおっしゃったと思うのですが、基本的に、自治基本条例の基本理念というのは、区民の独自性、主体性を推進するもので、それを区がバックアップするという、併記することにも違和感があり、最後にというのはおかしいというような御意見がありましたけども、これはちょっと逆にそうしないとか、協働という形が基本的な考えからそれるような形になってしまうと思いますので、既に、D委員、先ほどおっしゃったような意見と同じでございまして、私はこれはこのままでよろしいかと思っております。

○小原会長 私の説明が足りないところがございました。確かに、D委員から御指摘がございまして。ただといいますか、(2)のほうは、区民ひろばを前提として書かれているのに対して、(1)のほうは、そういう特段の限定はなしに、一般論として書いているところでございますので。ですので、意見を汲んで区を先を持ってきても、それも有り得べしというぐあいに考えたものでございますが、あまり私が個人的な意見を言うのもどうかと思いますけれども、いかがでございましょうか。

○○委員 済みません、続けて申し訳ないのですが、一般論だと思うのです、区民ひろばではなくて。ですけども、前提として自治基本条例についての議論ですので、自治基本条例の考え方と相異なるという意味で違和感はないと思います。

○I委員 やっぱり、区の協働というのは、ちょっとやっぱり我々が、いわゆる区民や事業者の協働という

意味とは少しニュアンスが違う、基本条例を見ても、やっぱり、区が協働ということになると、そこの中に必ず支援という問題が加わってくるというのがちょっとあると思うんですね。ですから、並列がいいのかどうかというのはちょっと私も疑問には思っていたのですが、内容的にはわかるので、このままでいいのかなと思っていたのですが、厳密に言えば、区の協働の役割というのは、単なる協働ではないようにこの基本条例では定めているように思います。やっぱり、支援をしていかなければいけないというような強い期待感というか、義務感があるのではないかなと少し思います。

○小原会長 P委員いかがですか。

○P委員 要するに、自治推進基本条例の考え方、要するに、区が持っている条例ですので、基本的な考え方、安心・安全の確保という点では、これは協働により推進するという問題ですよ。そうすると、なんで区民、事業者等が先に来てしまうのかなというのがやっぱり、基本的な考えは、区が責任を持って、それに協働していくという考え方は私はあるべきだと思って提起したのですよ。何も、では、これを全面的に変えなくてはダメかというところでもないで、皆さんがここについてはそんなにこだわっていません。

○小原会長 私の立場は本当に足して2で割るというような立場になるわけですけども。

○P委員 これが正しいのですかね、こういう書き方で、そういう考え方でいいならば、別に、どうしてもこれをしないとダメだかと思いませんけども。でも、やっぱり、安心・安全の確保という点で率先して区は責任を持ってやっていくということに、それに協働を加えていくというのが一番考え方のベストなのではないですかね。

○R委員 D委員の御意見とO委員の御意見は区民が主役ということを前面に出すという御意見だったかと思うんですね。I委員は、そうはいつでも区の立場というのは若干やっぱり、それはP委員も共通で、やっぱり責任を負っている部分があるのではないかという多分御意見で。だとすると、ちょっとこういう表現ではどうか、「区民、事業者等の協働により区が推進していかなければならない」というと、ちょっと違和感が離れますか。

○小原会長 私の足して2で割るプランは、しかし、協働とはいいいながら、おのずと役割の違いがある。政府である、自治体である区と、それから区民とは、同列ということではなく役割分担がありますから、区民、事業者等と区がというぐあいに、「と」を入れるとニュアンスの違いは出てくるだろうというぐあいにも考えられますけれども。

○広報課長 前文に加えるという、ここでは話だと思のですが、前文をお読みになっていただくとわかりますが、主語は区民が主語です。自分たちが自治のまちづくりの主役なのだという前文への思いがありますので、当然ここは区民が先にくるべきであって、そしてまた、区民と事業者等と区とは、まちづくりの主体としてそれぞれの役割分担はあるにしても、それが一緒に参加と協働をやっていくというのが前文の趣旨です。並列にすべきなのが筋だと思います。

○小原会長 P委員どうぞ。

○P委員 確かに自治推進基本条例の考え方の理念からすればそうかもしれません。ここで問題にしているのはセーフコミュニティの問題でしょう。ですので、安心・安全の確保という概念を私は申し上げているのであって、区民の中には、確かに弱者もいます。安心・安全を確保してもらわなければならない区民もいるわけです。そういう、もちろん助け合い、協働でやれるような人たちもいます。だから、区民というのは幅広いわけです。そういうことで、自治推進基本条例の中には、そういう区民と一緒に協働していくというのは、これはよくわかるのです。ただ、今回の場合は、セーフコミュニティについてのことを書かれた文章のところから咀嚼して勘案しますと、安心・安全の確保はという言葉から始まっているので、そこは私がこだわったところですよ。

○小原会長 ○委員どうぞ。

○○委員 「意見」、「(1) セーフコミュニティについて」ですが、自治推進基本条例についてのセーフコミュニティについての議論なわけだと思うのです、私は。それで、この文章を見ても、その後が続くのは、「正に住民自治によって目指すまちの姿」、住民自治ということがここに出てきているわけですから、そのことをうたっているのです、この一文というのは。その後が続くなら、前文中の、だから、自治推進基本条例の前文の理念に照らして、安心・安全のことを記述した文がこれなので、私はこれでよろしいかと思いません。

○小原会長 ありがとうございます。どうぞ。

○D委員 私がさっき申し上げた「区民、事業者等、区」という関係についても一度申し上げますと、結局、安心・安全で、今、問題になっている、例えば、災害が発生して、自助、共助、公助の場合でも、自助が7で、共助が2で、公助、要するに行政は1だという、この考えは、安心・安全の立場からこういう具体的な例があるぐらい、やっぱりこれからは住民主導でいかなないといけないのだということを私はそこで強調しているのではないかと数字がはっきり示しているわけです。私はそれを言っているのですけども、検討してください。私はそういう意見です。

○小原会長 ありがとうございます。

○事務局 確かにここはセーフコミュニティというところではございますけれども、前文についての考え方を述べているところということでございまして、○委員、D委員、あるいは広報課長から御案内をしましたように、やはり、区民が主体だという考え方をとった文章であるべきだと思います。

ただ一方で、区民の、例えば生活を、安全を確保するという意味からすれば、やはり区の責任は重い。そういう意味では、ここを安全・安心の確保とありますので、では、責任の所在がということですが、例えば、ここを「安全・安心まちづくりは区民、事業者と区が協働により推進していかなければならないものであり」というような形にすると、確保をしなくてはいけない責務が第一義的にどこかというような議論は避けることができるのかなと考えますが、いかがでしょうか。

○小原会長 なるほど、P委員の御懸念は十分理解いたしますけれども、自治推進基本条例自体が行政責任を放棄して区民に下請行政だという話では全くございません。ですので、ただ一方で確保ということがやはり行政責任と関連していて、どうもということであれば、安全・安心のまちづくりはというぐあいに置きかえたと読みやすくなるという理解でよろしゅうございましょうか。ありがとうございます。私が先ほど余計な提案をいたしましたけれども、では、今の事務局提案で進めてまいりたいと思います。

続きまして、(1)の中の豊島区独自のセーフコミュニティの考え方をということでありましたけれども、独自の考え方が、実際、今あるのですか、実績はどうですかということがありまして、課長提案がありましたけれども、豊島区が目指すセーフコミュニティの考え方をということではいかがでしょうかということではございまして。C委員からは若干の御異論がありましたけれども、WHOが唱えるセーフコミュニティの考え方との比較で独自と捉えてもいけないし、また、実績の点もあるので、「が目指す」というのではいかがでしょうかということではございますが、よろしゅうございましょうか。

(はい)

続きまして、G委員の御指摘は後で議論させていただきたいのですが、簡単に決着がつきそうにないところに属すると思いますので、少し取り置きをさせていただきます。

年間利用者数は延べと入れるべしということですが、これはよろしゅうございましょうかね、延べ人数ということで。(2)のところに移っております、失礼いたしました。

それから、同じく(2)の第2段落目で、町会、民生・児童委員に加えてC委員とI委員から青少年育成

委員も入れるべしという御指摘がある一方、入れ出すと切りがないという御指摘もございましたが、恐らく、これは地域区民ひろばとの関わりで、その重要性やいかにかということで、C、I両委員の御指摘があったかと思しますので、これはいかがでございましょうか。

○地域区民ひろば課長 ありがとうございます。担当課長といたしましては、もう皆様、さまざまな団体に御協力をいただいておりますので、非常にここに、そういう意味では文言についてどのように、どこまで入れるかというようなことはちょっと事務局と検討しなければいけません、確かに、ただ、I委員、またC委員がおっしゃるとおり、青少年育成委員の方々には、本当にいろいろと御理解、御協力をいただいております。ですから、少しこの辺は、ただ、H委員からありましたとおり、ほかにもPTAだとか、団体、高齢者クラブだとか、そのようになっていくものがございしますので、ちょっとそのような現状があるということだけお話をさせていただきます。

○小原会長 できれば、決したいと思ったのですが、なかなか難しい。

○R委員 少なくとも総意として青少年育成委員会を入れることについては御異論ないと思しますので、それは入れてはいいのではないかと思います。

○H委員 入れてもいいのですけれども、そうすると、際限なく多くなってしまおうということを御存じだと思えますけれども。高齢者クラブですとか、やっぱり、ことぶきの家からスタートした区民ひろばが、やっぱり高齢者と、それから、幼児と世代間の交流ということ、皆さんもう、これはもう6年も7年も前からスタートしていることです。セーフコミュニティに関しては、平成22年2月22日からスタートしている。もう皆さん周知していると思えます。区民ひろばにおいても、かなり皆さん周知していると思えます。そうしますと、やっぱり区民ひろばに集まっている方というのは、結構、もっと大勢、地域の活性化のためにやるということになれば、やっぱり商店街、連合会だとか、商工会議所だとか、いろんなもの、その団体の方を入れなくてはいけなくなってしまうと思えます。そこら辺で「等」ということで、「など」ということで濁してもらってもいいのではないかなと思っております、異論があるみたいですけども。そういうことで、特定なところを入れるということ避けていただければありがたいと思えます。

○地域区民ひろば課長 今、私、ちょっと具体的な数字、割合については、細かい割合については持っていないのですけれども。ただ、やはり一番は町会なのです、これは26%、また、施設の利用者のサークル活動をされている、これも同じように26%。次が個人の利用者、これが14%。そして、民生・児童委員さんが次に続きます。というようなところまでなのです。その次がどこかというのは、ちょっと今、手持ちはございませんが、そういった割合だけをいえば、そういうようなこととございます。

○小原会長 仮に、第3番目の数字を持つのが青少年育成委員であれば問題ないですね。

○N委員 この区民ひろばのパンフレットの中にも、青少年育成委員が、まず冒頭、町会、青少年育成委員会、小・中学校のPTA、そして民生・児童委員等、その他生涯学習の団体ということになっておりますし。先日、お配りいただいた資料2-2で、3ページなのですが、ここにも事業の企画実施等は、地域住民が主体となる運営協議会が担っていますと、運営協議会とは何ぞやというところで、町会、民生・児童委員、青少年育成委員、PTA、ほか利用者などを中心ということになっておりますので、入れることぐらいどうってことないと言ったら失礼ですよ、入れたほうがよりきちんとわかりやすくなるのであれば入れるべきだと思いますので、ここはH委員、入れていいのではないのでしょうか。

○H委員 そうしたら、青年会とか、先ほどの高齢者クラブだとか、結構、利用しているところも多いのです。では、何で私たちは入っていないのだということになりますので。そこら辺はちょっと考慮していただければ。

○N委員 今までパンフレットの中でそのように抗議が出たとは聞いていないと思うので、こういうパンフ

レットの中でもうたっておりますので、そこら辺は何とか、やはり、僕らも青少年育成委員の方々には、いろいろとそういう部分では民生・児童委員の方と同じような働きをされているという認識のもとでありますので、入れておいたほうがいいのかと私は思います。

○小原会長 今、N委員から御紹介いただいたのは区が出しているパンフレットですね。そういう実例があるということであれば、ひとつ曲げていただいて入れるという方向でいかがでございましょうか。よろしいですか、H委員、ひとつ曲げてということで。ありがとうございます。前進ができました。ありがとうございます。

続いてなのですが、2ページ目から3ページ目にわたりまして、「地域区民ひろばが異なっているのは」とありまして、「自主運営を行っているという点にあります。さらに、自主運営が拡大、進展しつつあるなど」ということで、この自主運営という表現がよろしいかどうか、実態、実績に合ったものかどうかという御指摘がございました。この点に関してはどういたしましょうか。また、お答え願えますか。

○地域区民ひろば課長 それでは、現状についてお答えいたしますが、やはり、今、自主運営をスタートしているのは2地区でございます。18の運営協議会がある中、2地区でございます。ただ、これは今後、間違なく拡大していくものでございまして、まだここでは今、途中経過なものでございますから、あまりどこの地区とかいうことはお話しできませんが、今年度中にさらに1カ所、また、来年度の早いうちに1カ所、この後、自主運営がスタートするようなところでございます。ただ、自主運営はかねてからの目標でございました、区民ひろば構想ができたときから。そして、いよいよ昨年からは委員の池袋本町、また、D委員の富士見台が今スタートしております。そういった現状でございます。

○小原会長 ありがとうございます。表現に関してはいかがいたしましょうか。修文すると「自主運営を行っている」という表現を、もう少し進展しつつあるというたぐいの表現に変えたほうがよろしいという御意見かと思えます。

○事務局 この2ページの下から、地域区民ひろばのところでございますけれども、二つ目のセンテンスのところです。地域区民ひろばの運営や事業の企画実施については、町会、民生・児童委員、青少年育成委員などの団体や個人による運営協議会に委ねられて、地域の主体性を発揮しながらの企画運営が営まれているというのが、まさに区民ひろばの現在の特色であるということでありまして、そういう意味では、3ページ目の上のところに自主運営と記載をしておりますが、これは要するに、地域の皆さんの主体的な運営が行われているということが、まさにほかの団体、施設と異なるところであるということだろうと思えます。

3ページの上のところですが、さらにとすることで、「自主運営が拡大、進展しつつあるなど」というのは、やはりちょっと言い過ぎかなと反省をしておりますので、「さらに、自主運営が拡大、進展しつつあるなど」をちょっと切っ飛ばしまして、「さらに、運営協議会の自己決定、自己責任の原則に基づく運営が広がることを期待されており」というような書き方にすると、まず、地域の運営協議会による運営がほかの施設と異なっているところである。さらに、自己決定、自己責任の原則に基づく運営がされることを期待をされているというようなことに改めさせていただければ非常に現状に合っていると、あるいは、作成をした本意にも合っているのではないかと思います、申し訳ございません。

○小原会長 ありがとうございます。地域区民ひろば課長はまた別の御意見をお持ちであるかもしれませんが、しかし、そこは区役所内部の調整ということで、このところは委員の皆様の御指摘の趣旨は十分理解しましたので、実績と今後の発展性、今後の可能性ということを踏まえて、もう少し穏当な表現にすることで預らせていただくわけにはまいりませんか。よろしゅうございますか。ありがとうございました。どうぞ。

○I委員 3ページ目の一番上なのですが、前のページから言いますと、「地域の多様な主体による自

主運営を行っている」のではなくて、「行う」という点ではないのかなと。行っているのではなくて、行うという点と表現をしたほうがわかりやすいのかなと思います。

○小原会長 わかりました。貴重な御意見をありがとうございます。理念を示しているのだと、実態、実績ではないのだということですね。御指摘も踏まえて、修文案について役所内部の調整に私も参加させていただいて考えたいということでございます。

私の認識違いがなければ、片づけやすい問題点は大体さらったかと思いますが。そういう言い方をしますと、では、片づけにくい問題が残ったということにもなりますけれども。まず、総論的に申し上げますと、この答申案は、お気遣いいただきましたとおり、短時間で考えてまいったものでございますが、その中で、基本的にはP委員からの御指摘もございましたけれども、しかし、その案をつくった立場としては、これははっきり両論併記に近い書き方であるということでございます。普通、政府でもいいです、他の自治体でも結構かと思いますが、審議会が答申を出すときにこういう書き方はまずしない。考えられるなんていう書き方はまずしないわけでございまして。そこはまた、M委員からも御指摘がございましたけれども、さぞや受け取る区長はお気に召さないであろう答申ということでもあろうかと思えます。

それで、私は全体の性格はそういうことであると認識しておりますけれども、4点の論点の中で、G委員から御指摘がございました通し番号の1、2、3、4でいうと三つ目のところがそのように読めないのではないかと、こういう御指摘がございました。率直に申し上げますと私も気になっておりました。一番、簡単には「より明確になることが考えられます」という言い方なのですが、「ことで」とか、「ことが」とかがやたら続くというのがありまして、ちょっと文章としてはまずいかなということでございます。何かいい知恵はございませんでしょうか。趣旨としては、ここは分かれたところであるということを示して、それは構わないという理解でよろしゅうございましょうか。であるとすると、それがわかるように書くということでもありますけれども、どうですか、事務局、何かいい知恵はありますか。少し時間が必要でしょうか。

○事務局 会長がまとめていただいたとおりでございます。事務局サイドからすれば明確になると考えられます。あるいは、最後のところですが、目指すことがより明確になることが考えられますというような形で書くのも一つなのかなと。あとは、文章の体裁でという、今、会長の御指摘もございましたけれども、そもそも、ことが考えられるというようなことが答申で出すというのが、なかなかそもそもないものを前提として用意しているということがあれば、ことが重なるぐらいはいいのかなという思いもございます。

○N委員 いいですか、先ほど豊島区独自のところを変えて目指すというふうなことを言われたような気がするのですが、そうすると、目指す目指すというの、何か一つの文の中でかち合うので、そういった意味では、今のG委員さんのお話やなんかも踏まえて、会長さんと事務局にちょっとお任せしたらどうかという提案をさせていただきたいのですけれども。

○小原会長 ありがとうございます。はい、どうぞ。

○P委員 私、これ事前にいただいたので、この意味合いについて、一応、事務局には問い合わせをしました。それで、考えられるという考え、どういう意味なのかという話はしました。そうしたら、これを受けたほうは、答申を受けたほうの区長ですね、これを率直に受けとめれば、今まで議論があったように位置づけるべきだといういろんな意見がありましたよね。それを受けて、要するに、この間あったように条例の改正に位置づけたいのだと事務局はこの間、電話でやりとりしたときに言いましたね、これ、まず確認します。

○事務局 まず、この答申を受けた後、どう進むのかということであったときに、その後、事務局が両論併記というわけには恐らくこの後はいかないわけでございまして、どちらかに最終的にはまとめざるを得ないということでございます。

そういう流れの中では、今、P委員がおっしゃったようなことを確かに私、申し上げましたが、ただし、

それはこの後、この答申案、今日の御審議も経た上での答申案を受けて、それを区長が斟酌した上で出すものでありますので、まだ今の段階でこれを入れるのだとか、べきだと考えるということについては申し上げられませんよということは、その後、申し上げていると考えてございます。

○P委員 それで、答申にあたり、この最初に「あたり」というところについてはきちんと明確にしてありますよね。問題は、先ほども申し上げましたように、2の「意見」なのです。意見というのは、つまり、ここの委員会の総意でもってまとめ上げたものの意見という形になりますので、この考えられますという考え方に基づいてあれば、当然、先ほども、これは文章上のまとめ上げたという言い方をされていますけども。これについては、やはり一方の側の意見ですよ、考えられるという意見は。要するに、セーフコミュニティの考え方を、先ほど言ったことを繰り返しますと、本条例に位置づけることでということになっていますよね。位置づけるということで、安全・安心の、私はここはこだわっているところではないのですけども、目指すことが明確になると考えられますということになれば、当然、そういう答申を出せば、受け取ったほうは、当然、それに沿った形で位置づけましょうという形にとるのは当然です。これ、日本語ではそうなっていますよね。これは日本語でそうでないというのなら否定してもらって結構です。

それから、先ほど指摘した点は、「本条例中、地域区民ひろばをコミュニティを基盤とする活動の拠点の一つに位置づけるとともに、区は区民の自発的、主体的な活動を今後も支援していくことを明確にすることが考えられる。」これもそういうことで答申をすれば、それは条例上位置づけると考えられますという答申ですので、それは位置づけましょうとなるのは当然であって、最後に、先ほどO委員もおっしゃったように、最後に希望しますという形になっていますので、このまま答申をされれば、当然、受け取ったほうの区長は、そのようにやられるのは文章上からすれば当然そのようになりますので、これはどうも納得できません。

もともとまとめて提案は、一生懸命、会長さんと事務局で進めてきているのはよくわかります。しかし、私はかねてから言っていますけども、要するに、一つの事業を、たくさんの事業があるのですよ、最高の規範となる自治推進条例に事業名を挙げることにについてはふさわしくないと思っているのです。だから、これは一委員としてはそういう意見です。もし、これが私、今日の委員会でも委員ですので委員の立場として発言しますと、この答申をどうしてものんでくれと言うならば、私は、これは決をとっていただきたいとなります。

○小原会長 はい、どうぞ。

○OR委員 今、P委員、そういう御理解のようなのですけれども、セーフコミュニティの活動というのはいろんな分野がございまして、なぜ、この取り組みを始めたかと冒頭にも確か申し上げたと思うのですが、あらゆる施策レベルを横に貫くような、共通のやっぱり価値が含まれているというところで、私どもは一事業としては捉えていないということなのですね。ですから、やっぱりそれは活動ということで、これをやり続けることによって、よりいい地域社会ができるということをある程度確信するものですから、やっぱり、これを自治の基本とする活動に位置づけたいという意味でございまして、具体的に豊島区が、今、現実にある施策レベル、事業レベルとなりますと、これは将来の区政は違った事業をやる可能性があるということになってしまいます。そういうことではないと捉えておりますので、あとはその辺のところの書きぶりというのは、条例案としてはいろんな方法が考えられると思いますけども、ぜひ、そういう一事業ではないということだけは御理解いただきたいなと思います。

○P委員 今、セーフコミュニティのことを私は今言っていないので、区民ひろば、区民ひろばは一つの事業ですよ。だから、ここにこの間も議論になったのは、条例改正になれば、区長等は、地域区民ひろばをコミュニティの基盤とする活動の拠点として位置づけ、その拡充に努めなければならないということで、一つの事業を、こうなればこうなるという案が出ましたよね。第三の区の役割のところ盛りに盛込むわけでしょう。

盛り込むことについてこういう答申になっているから問題だと言っているわけです。

OR委員 区民ひろばのところでおっしゃったのですか。今、問題になっているG委員がおっしゃったところが豊島区独自のセーフコミュニティ云々というところが両論併記が実際だろうということで、今、議論になっていたと思ひまして、そこで、P委員がそういう一つの事業をとおっしゃったと思ったので、セーフコミュニティの活動というのは一つの事業ではないということをおし上げたのですけれども、今、P委員は区民ひろばのことをおっしゃっているということでしたので、さらに、そのことについてちょっと意見よろしいでしょうか。

区民ひろばは確かに施設でございます。確かに区の中の一つの施設ではあるのですが、やっぱり、これから安全・安心に取り組んでいく、そういう区民の主体的な活動の拠点として位置づけていくということに趣旨があります。ですから、具体的な事業というよりも、もう少しやっぱり上のレベルではないかなと思っております。区民が主体的にそういう安全・安心、地域のそういう活動に取り組んでいく、やっぱり拠点がないと、なかなか区民の方のコミュニティを形成する活動の場というのは基盤として必要だと。その施設の拠点をつくっていくのが区の責務であるという認識でありますので、この辺についてもP委員とはちょっと見解を異にするのですけれども、ぜひ、そのようなことで御理解をいただけないかなと思います。

OP委員 区民ひろばそのものについて、私、全面的に否定しているものでもないのですよ。一生懸命やっていたらっしゃる方も大勢いますし、それを拠点としてやろうとしてということについても、これも理解を示しています。しかしながら、区民ひろばは、今現在、温度差もあります、自主運営をしているところもあれば、まだ踏み切れないようなところもあって、区が支援しなければならないところもたくさんありますでしょう。それで、ましてや実施に踏み切っていない地区もあります。実施をまだしていないところもあります。そこにきて、今のこの時点で、条例に盛り込みましょうということ自体が、私はまだ時期尚早だと思っているのですよ。そういう事業を、区民ひろばという名前の事業ですよ。それをいろいろ、それは前から前段から議論したので、今日は蒸し返すような話はしたくなかったのですけれども、部長がそのようにおっしゃるから蒸し返してきてしまったのですけど。それをさまざま、私だけではなくて、A委員もそうだったし、G委員さんもそうだったし、いろんな意見があって、これを盛り込むのはおかしい、いかがなものかというふうに意見が出ましたよね。だから、両論併記の書き方があったのですよ。

だから、これを答申にあたって考えた両論併記の考え方があって、さらに、それを答申となる、核心となる意見のところにもまとめようとする自体には無理があるのですよ、これは。だから、それをきちんとそれを、こういうものがあつたよと、こういう議論があつて盛り込むべきではないという人もあれば、盛り込むべきだという人もあつたと。これを受けて、区長がどう判断されるかはそれは自由ですよ。ただ、審議会として、これについてまとめるような意見を出して、統一的にまとめようという意見があるとするれば、これは無理があるのではないのでしょうかという提案で、それは、それぞれの委員の立場がありますので、それぞれの意見は私、否定するものではない。H委員の意見、別にあなたが間違っていると一切言う立場ではないですよ、H委員はH委員の意見があつて、盛り込むべきだという意見がある。私は、それは現時点では盛り込むべき必要はないのではないかなと思っているから、区民ひろばについて、ですので、そういう意見があるので、お互いに考え方という、こういう文書にするとおかしくなってしまうのではないですかという提案です。それは直すべきです、直さないのだったら、これは賛成できませんよと、こういうことです。

OI委員 Iです。P委員は、最終的にはこれが今、非常に不完全だけれども、これが、いわゆるある程度整えば賛成なのですよ。となると、今、ここでやっている区民ひろばの構想にしても、セーフコミュニティについても、我々にとっては損にならないというか、むしろ、これが区としての行政の足かせになるのではないかなと思うのですよ。ですから、やっぱり答申そのものが皆さんの意見からすると、どちらかというと、

これは将来にわたっていいのではないかというのが大勢の意見だと思うのです。

ですから、ここは今、議論としては一応、皆さんの総意を一つにして、もし、条例化するとき、P委員はP委員なりの考え方でいくというのはどうでしょうか。そのように提案をしたいのですが、いかがでしょうか。

○小原会長 繰り返して申し訳ないのですが、これをまとめるにあたりまして、私も意見を申し上げまして、区役所側は不本意なところもあったでしょうが、随分、譲歩していただきました。それで、答申で「考えられる」なんていう表現は普通はあり得ないわけで、それは答申として普通は政府だと出さないですね。意見として出します。意見というようにして、地方分権委員会もそうでしたが。

つまり、一番目だけが、四つの中で一番目だけがべきであるというはっきりした意見で、あとの三つは考えられると言っているという意味は、それは変えるとしたら、こういう可能性はあり得るけれども、そうでなくてもそれはしようがないという、そういうことでもあるわけで、数直線の1とゼロの真ん中の0.5かと言われると、それはやや0.6というか、変えるほうを1とすると0.6ぐらいであるかもしれないけれども。そこはもろもろ考えて、事務局にも、随分、妥協をしていただいて、こういうところになったということでございますので、ぜひ、そこところは御理解いただき、あとは区長の手に乗ねられ、最後は区議会でももちろん十分御審議いただくということでございますので。私としては、これは両論併記の色が相当強いものであるという認識なのでございます。なおかつ、それでは困るということであると、何かいい知恵があるかなということなのですが。

もう一つだけ触れさせていただきたいのですが、これはO委員から御指摘があったことだと思いますけれども、「最後に」のところ、この書きぶりが条例改正をどんどん進めるべしという前提に立って書かれているのではないかと御指摘がございました。なので、ここも「条例の改正にあたって」といったような文言を、条例改正の検討にあたってといったような言葉を一つ挟んで書くべきなのかなとも思っております。

これで一通り、論点は尽くしたと思うのですが、O委員どうぞ。

○○委員 今、会長がおっしゃっていただいたように、最後の部分、今の言葉を挟むことによって、相当に両論併記に、0.6から0.5に近づいたようなするのですが、ただ、先ほど申し上げたのはこの部分だけではなくて、流れとしてこの締めくくりというお話、それで、最初に御指摘があったG委員の意見の(1)の最後ですよ。ことがことがというようになると言葉がちよっと変だというお話がありましたけれども、ことも考えられますとか、やはり、それぐらいのほうは両論併記というか、そういう形にはなってくる。目指すことが、で、その後、こととつなぐことがもし日本語的に、文章的に違和感があるということであれば、実現を目指す姿勢がとか、そういった形はいかがでしょうか。姿勢がより明確になることも考えられます。

○小原会長 ありがとうございます。どうぞ。

○N委員 この自治推進委員会条例の中に、区長の諮問に応じて委員会を開くということの文言があったり何かがありまして、その中に会議というところがあって、先ほどいみじくもP委員が決をとったらどうだというような話があったのですが、会議のところの第6条3番のところ、委員会の議事は出席委員の過半数で決しというところがあるのですよね。にもかかわらず、今回、会長さんと事務局のほうで両論併記として区長さんに提出しているので、今みたいにいろんなところがまずい、ここだといって、仮に訂正した場合に、このままでいいという方たちは納得できないと思うのですよね、先ほどM委員からも話があったように、相当、譲歩しているよというようなことがあるので。

先ほどI委員さんのほうからもお話があったように、あとは議会であり、区長の判断であるときにという

ことでありますので、せっかく会長の取りまとめによって両論併記があったのだから、今言われたところやなんかも、あまりそこに手を加えられると賛成だと言っている方たちにとっては、これはちょっと運営上、ちょっと片手落ちではないかなと思いますので、そこら辺はどうでしょうか。

〇〇委員 今、非常に基本的なことの確認、今、N委員がおっしゃったのは、豊島区自治推進委員会条例の文言なのです。この会議の運営とは直接関わらないことなので、これはちょっと整理して。

〇N委員 諮問されて委員会を開いたところには会長がいるとなっているよ。

〇〇委員 会長がいるのですけれども、だから、会長の議事について過半数で決し、可否同数のときはということ。今はまだ決をとっているわけでも何でもないので。

〇N委員 いみじくも、P委員が決をとったらどうだと言ったからと言っているのです。

〇小原会長 N委員の御指摘は、自治推進委員会条例の第6条第3項ですか、委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは云々という、そのところですね。なので、恐らく今まで答申の提出にあたって、審議会に類するもので決をとったという例はないのではなかろうかと推測しますが、この条例にそのままのつとれば、決をとっても特段の不都合はないのでそういうことになりますけど、つまり、どういたしましょうか。これまた、政府レベルの審議会の答申で本当に両論併記で出た答申も、かつて過去をさかのぼっていくと地方制度調査会などがございます。そのときは、もう完全に、多数派、少数派で、何委員何人、何委員何人というぐあいに書き分けて出すというやり方がありました。それも穏当でないとする、この原案のような形かなと思ったのですが、事務局、何かいい知恵はございますか。

〇事務局 確におっしゃるように、これまで決で議決したというのは、少なくとも私が理解しているところではないのかな。ただし、賛成し切れない意見の方については、反対意見を添付した形で出すというようなこともあったろうと考えてございます。

〇P委員 いや、審議会だって決をとって、反対、賛成の賛否をとる場合はありますよ、これは。

〇小原会長 いや、ここです、豊島区の例でということでも申し上げていますが、ありますか。

〇P委員 あります。それで、N委員がおっしゃられるように、とにかくいろいろああでもない、こうでもないいろいろな意見が出て、賛成する立場からいえば、それは文言修正されて、いろいろ譲歩しているのだと。したがって、譲歩している間にいろいろ答申案そのものについて賛成している立場からいえば、譲歩、譲歩ばかりされてしまったまらないのだと、こういう意見ですよ、率直に言うともうそうですよね。ですので、要するに、こういう運営ではまずいのだと。だから、いっそのこと、私、決をとれとは言っていないからね、とれとは言っていないからね、まだね。今、議論をしているので、もし、最終的に意見が合わなければ決をとらなければならないでしょうという話をしているわけです。私が今、問題にしているのは、両論併記的なおっしゃるけれども、両論併記には思えないのですよ。

〇小原会長 わかりました。どういたしましょうかね。やり方としては、最終的に多数決で決定するのだということをお前提にしては議論を進めてこなかったわけですが、皆様の御意向がそうであれば、それも有り得べしなのですが。もう一つ、考えられるやり方として、これでもだめだという少数意見があったのだというのを添付するというやり方は、それは政府レベルでもありますので、そういうやり方で決着といたしますか、それが落とすところということになるのかといったあたりかと思っておりますけれども。どうぞ、R委員。

〇R委員 決をとるかということ、まだその段階ではないと思っております。ただ、そういうこともできるということは事実だと思うのです。ですから、今まさに決をとるべきということが、今、論点になっているわけではないと思っておりますので、もう少しやっぱり議論は続けるべきだと思います。

せっかくこの答申案が、一応、両論併記ということで書いた趣旨だということまでは皆さん御理解していると思うのですけれども、あとは書きぶりだと思いますので、あえて、この部分について決をとると

ということではないのかなと思っておりますので、もう少し書きぶりを知恵を出し合えば、何とか総意が導けるのではないかと思いますので、もう少し努力すべきかと思いますが。

○小原会長 K委員。

○K委員 まず、決をとる前に、もし修正で可能であれば私も思いますが、例えば、今、議題になっている3ページ目の2段落目になりますね、「一方で、本条例では」以降、こういうことをすると、さらに両論併記が強まると思うのですが、一方でから求められていますを位置をひっくり返すだけなのですけれども、そこで考えられますの後に持ってくるだけで、もちろん改行も、順番を文書をひっくり返すだけで相当印象は変わると思いますし。むしろ、こういう答申案をつくるということは、きっと事務局の方々としてはもちろん嫌だとは思いますが、そういう順番はいかがでしょうか。どちらかという、位置づけですね。

というのは、区民ひろばを活動の拠点の一つとして位置づけるというのは前段落から続いていることであって、そこで一旦改行する、段落を変えることで、そして、一方でこういう意見もありましたということが、一応、強調されると思うのですね、印象的に。そういうやり方ではいかがかということ。あと、こういう文章が、こういう表現があり得るのかどうかはわからないのですが、例えば、コミュニティを基盤とする活動の拠点の一つにダブルコーテーションをつける、つめですね、つめ一つ、つめ受けというようにすることで、そこでなくても、それはそれで、別に自分で言っていてどうかなと思ったのですけれども、そういう和らげ方もありますよという一つの表現方法としてです。

○G委員 順番をひっくり返しても、あるいは言葉を重ねても、あるいは反対意見を含めて箇条書きにしても、それは、事務局で何か考えていただければいいのではないかなと思うのですけれども、両論併記ということがわかるように。問題の本質は、自治推進基本条例というものが、施政者が変わった場合にも永続的につながっていくところだと。だから、後の施政者に対して、次、いつか今の区長さんも多分かわられるのでしょうから、後の施政者に対して地域区民ひろばという言葉、あるいはセーフコミュニティという言葉、それが足かせにならないように新たな施策の名称、そういったものが使えるような形に持っていくということが重要だと思っています。それだけですね、そこが議論ですから。そういう意味では、前にどなたかおっしゃっていた固有名詞か一般名詞かということとレベルとしては同じだと思います。

○小原会長 いろいろ御指摘ありがとうございました。G委員の御指摘は趣旨として十分踏まえてということですが、さて、しかし、これから議論を続けて、今までのような自主運営といった表現を改めるということではなく、もう少し書きぶりを改めるということだと、直ちに今、10分、20分で決するという事は難しい気もしますが。

さて、どういたしましょうか。○委員はどうお考えですか。「最後に」のところも検討といった文言を入れて書き改めてということでありましたが、もっと全体的に見直さないとうなのかという意見でございましょうか。

○委員 御指名でございますので。最初から申し上げたとおり、私は今、G委員がおっしゃったように固有名詞であると思うのです、いろんな御説明はいただきましたが。ですから、最高規範であるならば、未来永劫にわたって、ある意味、縛る形になる、自主性をうたっている条例の中で、逆にそれを障害しかねない方向もあり得る。それはちょっと考えるべきだということが基本姿勢です。

ただ、これは答申でありますので、先ほどから何人かの委員さんがおっしゃっているように、これまでの議論を踏まえて、非常に苦慮されてよくおまとめいただいたと思っています、基本的に。ただ、それは意見を既に私は幾つか申し上げたので、両論併記的印象というのはちょっと弱いところを感じておりますので、それはさっき申し上げた若干の文章を変えていただければ、落としどころとして限られた時間の中でま

とめる必要もございますので、私は、先ほど申し上げた部分を事務局でそれこそ斟酌していただければ、私はこの答申でよろしいのではないかと考えております。

○小原会長 ありがとうございます。事務局側として何かいい知恵、いいプランはございますか。

○事務局 では、事務局です。私どもとしては、会長から何度も御指摘をいただいているように、両論併記をするというぐらいの思いでこの文章を作成させていただいているところであります。ただ、本文の文章の中に、全く両論併記、片やこう、片やこうというのが非常に書きにくいということもございました。これまでに、先ほど会長がおっしゃったように、0.5にはならないけれども、できるだけそこに近づけるような形で弱い表現にしたという思いがございます。

「答申にあたり」という中で、そういう意味では、ここを読んで、後半の部分、1ページ目の後段を読んでいただければ、どの部分で反対意見があり、なおかつ、どの部分でもっと積極的な意見があったのかというのは、ある意味おわかりをいただけるのではないかなと、文書をつくった側としては考えているところでございます。そういう意味では、これでどうしても御納得いかないということであれば、何らかの形で補足意見なりをお出しいただくとかというのが落としどころなのではないかなと考えているところでございます。

○小原会長 ということでございまして、技術的な修文は直ちに取にかかると。それから、内容上の修文に関して、両論併記の記載も、もう少しわかるように少し書きぶりを考える。なおかつ、それでやはり御満足いただけないという場合には、P委員が御満足いただけない場合は、P委員名で少数意見を出していただくというのが着地点かなという気がいたしておりますが、いかがでございましょうか。

○P委員 もう一度、持ち帰り検討して新たに答申案を、事務局で整理したものをもう一回審議会にかけるという意味なのか、それともお任せするという意味ですか。

○小原会長 日程を考えますと、十分、私としては、御意見の趣旨は理解したつもりでおりますので、恐らく御納得いただける書き方ができるだろうと考えております。ですので、もう一度の会議は前提としておりません。

○P委員 ですよ。であるならば、私、ちょっとこれは納得いきません。

○小原会長 少数意見を出すことという、その形にしても御納得いただけませんか。

○P委員 少数意見というのはつまり、この答申に対してこうすべきだという意見ですか。

○小原会長 はい、添付するという形です。答申に添付して。

○P委員 私の意見を添付して、これはこういう答申をしましょうという修正案ですね、要するに。

○小原会長 修正案というよりも、この答申には反対であるという、そういう御意見です。

○P委員 いや、それだったら、もう採決してもらって結構です。この答申に対して納得いかないという立場をとりますので。要するに、皆さん、また、こういう少数意見があったということになりますので、私は、答申案そのものについては賛成しませんので、反対するという立場をとるので結構です。

○小原会長 採決すべしと。そういたしますと、せっきくの少数意見が形としては答申には反映されないということになります。

○P委員 今までいろんな意見を言いまして、盛り込まれた部分もあります。全面的に100%だめな答申だと思っていないのですけども、これはどう見ても、両論併記にはなっていない。ですから、答申案という点では、これは納得いけるようなものにはならないし、少数意見として、こうしろああしろというようにはなりませんので、申し訳ないと思うけども、ここの、特にセーフコミュニティではなくて、区民ひろばのところの考え方については、もう条例中、このように位置づける考え方が考えられるということでやってくれという内容になっていますので、これはそのまま読めば、当然、受けたほうは、条例上、自治基本条例に

区民ひろばという名称を位置づけるということになりますので、それは受け取ったほうはどう出すかわかりませんが、そういう答申と私は理解しますので、賛成はしかねるという立場をとります。

○小原会長 R委員から御意見はございますか。

○R委員 決をとるということは、やはり、安全・安心ということについて共通の認識がある中で非常に残念なことかなと思うのですね。ですから、そういったところで具体的な説明を条例に入れることについては異論もあるというようなことを入れるというところではいかがなのでしょう。何かそのようなことで両論併記をもう少し色濃く出したという形であれば、この少なくとも答申には賛成していただけるのではないかと、今までの御議論を聞いているとそのように考えられるので、何とかこの答申は総意でというようにもって行っていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょう。

○小原会長 「答申にあたり」で書かれていますね。下のほうの段落ですけども、具体的な施策であるセーフコミュニティあるいは区民ひろばを規定することに対しては慎重に考えるべきだ、基本条例の中でそういうことを規定するのは慎重に考えるべきだという文言が既にございますので、さらに、念を押してどこかで書くという御提案でしょうか。

○I委員 最後にただし書きで。

○小原会長 今、I委員からは最後にただし書きでという御意見がございましたけど、結局は少数意見をつけるのと同じこととございますので、私が今まで議論を眺める限りでは、ほぼ直すことを前提にしては御同意いただけたかと思うのですが、やはり、P委員には御同意いただけていませんので、少数意見という形が適切かと思ったのですが。しかし、それに関してP委員から異議がございましたので、さて、どうしましょうということなのですが。皆さんにお諮りしています。

○M委員 先ほども皆さんからもさまざま今までも御意見がありまして、ほぼ、この形でよろしいのではないかと、直せるところは、今も修正が終わりまして、大体、皆さん御同意いただけたなというところであると理解しているのですが、それに対してちょっと反対であるという部分の御意見が出た以上は、これをまた一から何も全部覆してということには、きっと皆さんならないのではないかと思いますので、ちょっと異例ではありますけれども、そのような決をとってくれという御意見があるのであれば、そのようにされてはいかがかなと思います。

○小原会長 はい、どうぞ。

○I委員 P委員に、今、ここで「最後に」というところに、最後にただし書きについてP委員がいう、いわゆる意見を述べるということで決着するということでは、それでも反対でしょうか、その確認だけしたいのです。

○P委員 両論併記になっている文章だったらいいのですよ、賛成、反対があるわけですから。私だけではなくて、前にもA委員も両論併記であるべきだ、各論、この部分については、今日欠席されていますけど、この部分については載せるべきでないという意見も学者の先生もおっしゃっています。G委員さんもおっしゃっています。

それで、実際のところは前文の文については、確かに「答申にあたり」という部分については両論併記になっている文章にはなっています。これは読み取れます。しかしながら、意見というところの1についても2についてもそうなのですが、考えられるという書き方ですけども、これは両論併記ではないです。

したがって、これについて修正はどのようにするのか、特に、私はセーフコミュニティのほうはそんなにこだわっていないのです、区民ひろばのほうなのですよ、こだわっているのは。先ほど指摘した、繰り返すことになってしまうといけないうので繰り返しませんけど、そこが一番問題だと思っていますので。これについては、条例中はこの位置づけるという意見もあったけれども、位置づけるべきではないという意見も

あったと書いてもらえば、それはいいですよ。それで、一方の意見しか書いていないので問題だと認識しているので、ここについて直してもらえらば賛成しますよ。

○小原会長 やはり、私はこの意見の書き方は完全に両論併記だと思います。と思いますが、しかし、P委員はそうではないと御判断をなさっていますので、ただし書きでは対応のしようがないと思います。ですので、ちょっと1分だけ事務局と話をさせていただいてよろしいですか、1分です。

すみません、大変失礼をいたしました。修文の仕方としては、これが最後の提案ということになるかと思えますけれども、事務局から提案がございますのでお話しください。

○事務局 3ページ目のところです。上から4行目までについては、これまで事務局から御案内をしたり、あるいはそれぞれ御意見を頂戴したというところで修正があったということで、4行目まできた後に、「そうした共通認識に立ちつつも、地域区民ひろばを条例中に位置づけることについては二つの意見があります」と。文章については完全に煮詰まっていますので、片方については条例中に区民ひろばを位置づけ、なおかつその辺について区が自主的、主体的な活動も積極的に支援することを明確に位置づけるべきだと。もう一方は、地域区民ひろばについてはここに位置づけるべきではないという意見がありましたということで、この部分については明確に両論併記にさせていただいたらどうだろうかということでございます。

○小原会長 ありがとうございます。というわけでございまして、4点の論点のうち、一つ目はべき論、次の二つは考えられる論、最後の四つ目の論点については考えられるではなくて、一方で位置づけるべし、一方で位置づけるべきでないという意見がはっきりあったと書くという再提案でございまして、これでいかがでございましょうか。

○P委員 それならいいです、明確にわかれば。それが全体の意見の総意ですので、まとめること自体がそれは大変だったと思います。事務局の苦労もわかっています。しかしながら、それは明確に位置づけるべきでは私はないと思っていますので、そこについては、そういう両論併記の形を受けて、あとはどう区長が判断するかはわかりません。でも、審議会のあり方としての答申の書き方とすれば、それはベストだと思いますので、そういう書き方ならば、その答申には賛成いたします。

○小原会長 ありがとうございます。これでまた御異論が出ると大変つらうございますが、このような形でまとめさせていただきたいと思うのですが、いかがでございましょうか。

(拍手)

○P委員 G委員さんもそれでよろしいですか。

○G委員 はい。

○小原会長 よろしゅうございますか。ありがとうございます。

私の不手際もございまして、定刻を過ぎてしまいましたけれども、それでは、会議としてはこれで終結ということで、今回、出していただきました御意見を踏まえて、技術的、さらに内容上の修文をしまして、それで、恐縮でございますけれども、あとは私とそれから事務局に御一任いただき、十分、精査をした上で、答申の文書を確定し、恐縮ですけれども確定したという形で皆様には事後にまたお見せするというところでよろしゅうございますでしょうか。

(はい)

では、どうもありがとうございました。

定刻が15分過ぎておりますけれども、ごく手短かに最後の言葉を述べさせていただきます。

率直に申し上げまして、私が当初、この役を引き受けたときに想像していたよりも、非常に豊かで真摯な、時として熱を帯びた議論が展開されたと思います。決してこじつけということではなくて、こういった議論のあり方自体、それ自体が自治そのものでありますから、まさに、自治基本条例の理念に即した議論をこの

委員会でもできたというぐあいに率直に思っております。このように言葉は不適切かもしれませんがもしやんしゃんで決まるのではなく、異論なく決まるのではなく、さまざまな意見が出て、最後はうまくまとめられたということで、皆様の御協力に対しまして改めて深くお礼を申し上げます。どうもありがとうございます。

これもちまして、自治推進委員会、4回議論を重ねてまいりましたけれども、終了いたしました。

事務局にお返しいたしますので、事務連絡がございましたら、お話し願います。

○事務局 会長ありがとうございました。委員の皆様、これまで4回にわたりまして、大変、御多忙の中、お時間を頂戴いたしました。なおかつ、非常に真摯に御意見を頂戴賜りまして、まことにありがとうございます。

ただいま会長から御案内を申し上げましたとおり、本日いただきました意見、最終的に会長と調整をさせていただきまして、11月中に会長から高野区長宛てに答申をしていただくという手続をさせていただきたいと存じます。

それでは、区を代表いたしまして、本来であれば、高野区長が御挨拶に参るところでございますけれども、今回、委員として参加をさせていただいてございます副区長の水島より御挨拶を申し上げます。

○水島副区長 長時間にわたりまして、本日はありがとうございます。

あと、答申ということでもう一回あるわけでございますけれども、実質、今日で終わりでございます。自治推進委員会の終了にあたりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

また、本人も、実は今日は自治推進委員会の最後だということで、ぜひ御礼を御挨拶を申し上げたいということで出かけまして、8時ごろまでには帰ってくるかなということで、もう間もなく着くと思うのですが、時間もございますので、私から一言御挨拶申し上げまして、御礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

委員会の委員の皆様方におかれましては、豊島区の自治の最高規範でございます自治の推進に関する基本条例の見直しについて御審議をいただきまして、まことにありがとうございます。心より厚く御礼を申し上げます。7月26日に第1回を開催いたしまして、この条例にセーフコミュニティ活動と地域区民ひろばの基本的な考え方を位置づけることについて諮問を私どもからさせていただきまして、それを受け、本日の第4回までの審議の過程では、現行の条例の規定で、セーフコミュニティと地域区民ひろばの理念は読み取れるのか、また、こうした具体的な施策をどこまで組み入れていくのがいいのかということについて、さまざまな観点から積極的な御議論を頂戴いたしました。本日、答申ということで案を事務局がつくらせていただきまして、これまでの御議論をまとめて、私も事前に見ていたのですが、細かい点では推敲が足りず、小原先生にも、大変、御迷惑をかけたのかなと反省をいたしております。

今後、事務局で本日の御意見を踏まえまして、改めて整理をいたしました後、今月中には、小原会長さんから高野区長への答申をいただくということになろうかと思っておりますので、答申によりましていただきました御意見を踏まえまして、条例の改正案を作成いたしまして、これをもとに、豊島区が目指す自治の実現に向けて進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きの御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げます。

最後に、改めて委員の皆様方に御熱心に御審議いただきましたことを改めて感謝を申し上げまして、御礼の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○事務局 それでは、これもちまして、自治推進委員会終了ということになります。お忘れ物のないように御注意をいただきたいと思います。

本日、本庁1階の出入り口は既に閉まってございます。地下1階の夜間出入り口よりお帰りを願いたいと

存じます。

本日はありがとうございました。

会議の結果	(1)意見が分かれた部分については両論を併記することで、答申案について了承する。 (2)最終的な記載内容の確認については、会長に一任する。
-------	--------------------------------------------------------------------------

提出された資料等	【資料】 4-1 答申案
----------	-----------------